式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［略］

［c～e　略］

(67)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)dに該当する場合に限る。）には、(67)（bを除く。）から(72)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)（aただし書及びbを除く。）から(72)までに準じて記載すること。

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

［d～f　略］

(68)　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67)aの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下(68)並びに(74)b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(68)において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経

式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

［c～e　同左］

(66)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(67)ただし書、(68)aただし書、(69)ただし書及び(70)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(67)、(68)a、(69)及び(70)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(58)dに該当する場合に限る。）には、(66)（bを除く。）から(71)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(66)（aただし書及びbを除く。）から(71)までに準じて記載すること。

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(71)及び(72)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

［d～f　同左］

(67)　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(66)aの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(73)において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下(67)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下(67)並びに(73)b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(67)において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経